

合併公告

令和6年2月6日

債権者各位

島根県松江市殿町191番地
一般社団法人島根県物産協会
代表理事 鷗鷗 順

当法人は合併によりその権利義務の一切を一般財団法人島根県物産協会(主たる事務所:島根県松江市殿町191番地)に承継させ解散し、一般財団法人島根県物産協会は存続することにいたしました。

効力発生日は令和6年4月1日であり、一般財団法人島根県物産協会の評議員会の承認決議は令和5年6月19日に、当法人の社員総会の承認決議は令和5年9月1日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、各法人の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当法人)

<https://www.shimane-bussan.or.jp>

(一般財団法人島根県物産協会)

確定した最終事業年度はありません。